

令和4年度包括外部監査結果の指摘事項等に対する対応について

1 監査の概要

京都市上下水道局では、令和4年度に「水道事業の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について」というテーマで包括外部監査が実施され、令和5年3月末に監査結果が公表されました。監査結果は、すぐに改善を求める事項である「指摘事項」が4項目、将来的に改善・検討することが望ましい事項である「意見」が15項目ありました。

2 指摘事項及び意見

(1) 指摘事項

指摘事項		内容
1	基金収入の会計処理見直し	資本取引と損益取引とを明確に区分するため、賃貸料収入、固定資産売却益、寄附金、基金運用益は損益計算書の収益に計上するべきであり、「資本の部」の「資本剰余金」に計上するべきではない。
2	減損会計グルーピング	固定資産の減損会計の適用に当たり、賃貸用不動産及び未利用地については、個々の資産ごとにグルーピングを行う必要がある。
3	休止浄水施設等の減損会計	山間地域の休止浄水施設等については、減損損失の判定を行い、減損損失を認識すべきとの判定結果となった場合は減損損失を計上する必要がある。
4	再委託承諾申請書の様式の改良	随意契約での再委託承諾申請書は再委託の可否を判断できるように記載項目を充実させる等、様式を改良して運用すべきである。

(2) 意見

意見		内容
1	未払金により基金計上	未払金により基金を計上する会計処理を改めた方針に基づいた運用を継続して実施されたい。
2	長期滞留前受金	給水工事前受金及び工事負担金前受金について工事完了後速やかに精算手続を完了させるため、令和5年1月発出の通知文に基づく再発防止策を継続して実施されたい。
3	他会計に属した職員の退職手当の負担	今後、異動（人事交流）による他会計での在籍期間や職位別の人事交流の人数等の状況に大きな変化が生じた場合には、水道事業会計と一般会計等他会計とに属した職員の退職手当の負担割合について変更する必要があることに留意されたい。

4	退職給付引当金の算出方法	退職給付引当金の算出方法について、より厳密な金額を算出するため個々の職員ごとに積み上げ計算することができる体制の構築が望まれる。
5	修繕引当金	修繕引当金について、取崩要件の明文化及び地方公営企業法施行規則附則第4条に従ったものである旨の決算書への注記が望まれる。
6	引当金の計上方法等の文書の整備	引当金の具体的な算出方法の文書化が望まれる。
7	キャッシュ・フロー計算書の算定方法	キャッシュ・フロー計算書の「引当金の増減額」と「リース債務の償還による支出」の算出方法について、継続して改められたい。
8	一者応札の解消	一者応札の解消への取組は一部認められるものの、入札制度の競争性を適切に機能させるためにより一層の対策を講じることが望まれる。
9	ランダム係数	ランダム係数の適用は不正行為の防止の観点から効果があることは十分理解できるところではあるが、積算基準の公開が大幅に進み算定基礎額がかなり正確に積算できる工種など、ランダム係数の適用によるデメリットの部分が強調される状況ではランダム係数の適用に依らない他の不正行為を防止しうる入札方法を検討することが望まれる。
10	工事成績評定の活用	工事成績評定の結果を蓄積し、事業者の格付等の判定基準の一項目として活用することを検討していくと聞いているが、工事成績評定の試行開始から8年、本格実施から6年が経過していることもあり、早期の工事成績評定結果の活用が望まれる。
11	「疏水物語」の実地たな卸	上下水道局総合庁舎内の「疏水物語」のすべての在庫について年1回等定期的な実地たな卸をし、その結果を記録することが望まれる。また、貯蔵品と同様、販売用物品の実地たな卸の実施についても会計規程に盛り込むことが望まれる。
12	固定資産の会計処理に関する規定	固定資産に関しては、減価償却だけでなく資本的支出か収益的支出かの検討、取得原価の範囲、除却・売却等に関する会計処理、固定資産の減損会計等に関する事項及び、取得や除却・売却時の決裁や報告等の事務処理手続並びに、現物実査の手続及び報告体制等について規定した要領・要綱等を定めることが望まれる。
13	建設仮勘定に含まれる中止案件の会計処理	建設仮勘定に計上されている調査委託費について、当該案件の計画が中止された場合は、減損の兆候があると判断し、さらに外部への売却も想定されない場合は、ただちに減損損失を認識することが望まれる。

14	未利用地の活用方法の検討	当初水道事業として稼働していたが、庁舎・事務所の移転や設備の更新等により水道事業では利用しないと決定された資産のうち未利用となっている資産については、早期に未利用資産の活用方法を決定できるように検討を進めることが望まれる。
15	財源確保に向けて	今後5年先、10年先を見据え、更新財源確保のための検討を早くから開始する必要があると考えられる。その時には、経営努力をすることは当然のこととして、水道料金の改定も含めあらゆる可能性の検討を行うことが必要な時期が迫っているものと思われる。料金改定について、大規模な漏水・断水事故が発生した場合の市民生活への影響等を考慮すれば、更新財源の不足は大きなリスク要因であることから、市民にきっちりとした説明を行い理解してもらうためにも早期の検討開始が望まれる。

3 対応状況

すべての指摘事項及び意見に対する措置状況については、11月末に監査事務局に提出し、監査委員協議会にかけられたうえで、12月末に公表予定です。

なお、現時点での主な対応状況については、以下のとおりです。

(1) 減損会計 指摘事項 2、3

令和5年度中に指摘を踏まえた減損損失の計上を予定しており、令和4年度決算においては、この損失を補填するため未処分利益剰余金の一部を繰り越しています。

(2) キャッシュ・フロー計算書 意見 7

令和5年度予算から算出方法を見直しています。

(3) 未利用地の活用方法 意見 14

広く市民や事業者等からも活用に係る提案を受け付けるための「京都市上下水道局資産有効活用市民等提案制度」を11月に創設するなど、早期に未利用資産の活用方法を決定できるように検討を進めています。